

[事案 2021-49] 損害賠償請求

・令和4年1月14日 和解成立

<事案の概要>

知らないうちに被保険者にされていたこと等を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年2月に、自分を被保険者として父が契約した終身保険（死亡保険金受取人は父）について、以下等の理由により、契約を解消して適正な金額を返還するとともに、慰謝料等を支払ってほしい。

- (1) 自分は契約の存在について知らず、申込書の被保険者同意欄や告知書は、母が無断で記入していた。
- (2) 平成27年6月に、契約者を自分、死亡保険金受取人を自分の配偶者に変更されているが、自分は手続書類に記入していない。
- (3) 自分が契約者になっていることを知った時点で保険会社に苦情申出をしたものの、虚偽の説明を繰り返され、現在に至るまで不適切な対応に振り回されている。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできないが、募集人が被保険者同意なく申込手続を行った事実は認め、契約取消には応じる。

- (1) 平成27年6月に、契約者および死亡保険金受取人を変更後、申立人は口座振替により毎月保険料を支払っているほか、同年9月以降、申立人から入院給付金等の請求を複数回受けて給付金を支払っている。また、平成28年4月には申立人から減額や特約解約請求書も提出されており、契約の存在を認知していた。
- (2) 契約の存在を前提としたこれら申立人の言動は、損害賠償請求の根拠を欠き、事後的な被保険者同意とも評価できる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時、ならびに契約者および死亡保険金受取人変更時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、平成27年6月の契約者等の変更を申立人が知らなかったとは認められず、また、保険会社が虚偽の説明を繰り返したこと等は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 契約に際し、募集人は、申立人の母が申込書の被保険者欄に署名し、告知書を記入したことを知りながら、被保険者である申立人に連絡を取って意思確認等を行うことを怠っている。
- (2) 契約者および死亡保険金受取人の変更の際し、募集人（四国在住）は手続書類を、申立人（関東在住）と会う予定のある父に託し、後日、記入済みの書類を受領したのみであった。

この際、募集人は、契約時と同様に今回も不適切な手続が行われなかったか留意する必要があり、申立人から改めて被保険者同意を取得できる良い機会でもあったが、申立人へ連絡する等の行動を取っていない。契約者という保険契約における重要な要素の変更を伴う手続であるにもかかわらず、申立人（新契約者）に対し意思確認を行わなかった。